

「老人ホームの 入居権を譲って」 という電話は 詐欺です



【事例】

自宅に「〇〇工務店が来年3月オープン of 老人ホームを作るので、その優先入居を地域の80歳以上の方に案内している。」と若い男性から電話があった。

「必要ない。」と断ると、「優先権を他の人に渡す。」と言われ「入居希望もないので渡してください。」と伝え電話を切った。

数日後に「別の入居者が決まった。」と報告の電話があった時に「なぜ電話番号がわかったのか。」と尋ねると、「国の〇〇省に教えてもらった※。」と回答され電話が切れた。

※国や地方自治体が、無断で個人の電話番号を事業者に教えることはありません。

■「あなたは入居権を持っている?!」そんなことはありません。

「あなたは入居権を持っている。」「権利を譲って。」「名義を貸して。」などと持ち掛けてくるのは詐欺です！相手にせず、すぐに電話を切ってください。話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。

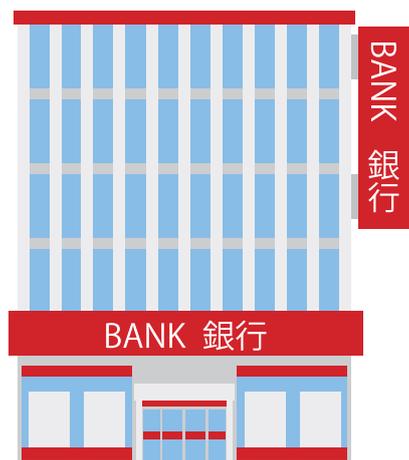
■こんな恐ろしい事例もあります。

たとえば、後日、弁護士を名乗る人からの電話で「入居するつもりがないのに申し込むのは犯罪。違反金600万円支払わないと逮捕され拘置所に入る」と脅迫される事例も報告されています。一度支払うと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

■少しでもおかしいと思ったらご相談ください。

「おかしいな。」「不安だな。」と感じた時は、警察、消費生活センター等に相談しましょう。

銀行など 金融機関からの 「定期本人確認」を 騙った詐欺に注意！



■ 犯罪資金を断つための金融機関の取組み

犯罪者・テロリスト等につながる資金を断つことを目的に、金融庁の指導の下、銀行等の金融機関では、契約者本人の情報や取引目的に変更がないかを、定期的に確認する取り組みが行われており、基本的に各金融機関は、本人確認書類の提示を、**窓口や郵送**で求める方法を取っています。

■ こんな点に注意して！

1. 「定期本人確認」で口座番号・暗証番号^{*}を求められたら、それは詐欺！

(^{*}ネット契約の場合の ID・パスワード)

定期本人確認で「口座番号」「暗証番号」を尋ねることはありません。



2. 電話やメールで本人情報の確認を求められたら、それは詐欺！

ショートメール（SMS）や電話など、封書や銀行等の窓口以外で本人情報の確認を求められることは考えられません。



こんな場合は質問に答えず、速やかに消費生活センターに相談しましょう。

信頼のできる 片付け業者は？



Q 実家の片付けで不用品がたくさん出たので、片付け業者や不用品回収業者に依頼しようと思います。どういう点に注意すれば良いですか？

■ どんないトラブルが起きているの？

老後の住み替えや空き家整理などで片付け業者や不用品回収業者の利用が増えています。それに伴い、トラブルも増えています。

不用品回収での主なトラブル事例は次のようなものです。

- ・ 無料と言っていたのに、回収後、料金を請求された。
- ・ 最初の見積額の数倍の料金を請求された。
- ・ 回収に出したものが不法投棄されていたため、警察に呼ばれた。

■ トラブルに遭わないために

①「無料」という事業者には依頼しない。

②必ず事前に見積書を出してもらい、次の点を確認する。

- ・ 作業項目ごとに料金が明記されているか
- ・ キャンセルのルールと料金が明記されているか

そして、不明な点については質問し、回答に納得してから、契約しましょう。

③「一般廃棄物収集運搬許可業者」であるかを確認する。

不用品の「運搬」は、市の許可を受けていなければできません。事業者が不法投棄した場合、依頼した利用者也罪に問われる可能性があります。

■ 「すまいるネット」も参考になります。

神戸市すまいの総合案内「すまいるネット」には、片付け支援サービス事業者の選定を支援し情報提供するため、事業者名簿が公開されています。「ここを選べば安心」と保証するものではありませんが、参考にしてみてください。

片付け支援サービスの選定支援

【ホームページ】

神戸市すまいの総合案内「すまいるネット」HP内

<https://www.smilenet.kobe-rma.or.jp/support/partner/>

【電話】

すまいるネット相談専用電話：078-647-9900

10:00～17:00（水曜・日曜・祝日定休）

片付け支援サービス
選定ページアクセスはこちら



「無料で回収します?」

違法な廃品回収に注意!



■「無料で回収」でトラブル多発!

廃品回収車が「無料で回収します。」と巡回したり、「無料廃品回収」と書かれたチラシが配布されたりしています。無料であれば依頼したくもなりますが、不用意に依頼して、次のようなトラブルになるケースがたびたび起こっています。

- ・無料と言われたのに、トラックに積み込んでから高額な請求をされた。
- ・業者の高圧的な態度に恐怖を感じて納得できない金額の料金を支払ってしまった。

■無許可業者の場合…

家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」が必要ですが、無許可業者も多いのが現状です。インターネットやチラシ等で広告を大々的に出しているにもかかわらず、必ずしも許可業者とは限りません。

不用品の処分には費用が必ず発生するため、無料回収を謳う回収業者の中には、不法投棄や不適正処理を行っている業者が含まれている可能性もあります。

■余裕をもった廃品処分をお勧めます

廃品回収車を呼び止めるとなると「事業者が許可業者であるか」「どの廃棄物を回収してもらうか」などをしっかり確認し、考える余裕がなくなりがちです。

トラブルに巻き込まれないためにも、粗大ごみなどの大型ごみの処分をする際は、まずは**神戸市大型ごみ受付センター**をご活用ください（事前申込制）。

また、前のページに掲載している「すまいるネット」の片付け支援サービスの**選定支援**も活用するなど、余裕をもった廃品の処分をお勧めします。

神戸市大型ごみ受付センター

TEL : 392-7953

FAX : 392-5500

月～金（12/29～1/3は除く）

祝日も受付しています。

午前9時～午後4時



インターネット受付➔

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は

神戸市消費生活センターへ



考助 万が一くん

消費者ホットライン

電話相談

188

平 日 : 9:00～17:00 (078-371-1221でもつながります)

土 日 祝 : 10:00～16:00 独立行政法人国民生活センター

※携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。

来訪相談

神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階

平日 : 9:00～16:30 (12/29～1/3を除く)

※事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、
来訪日時を相談員と決定してください。

オンライン
相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。
初回のみ受付。継続相談は電話または来所をお願いします。



よくある相談事例や講座情報などの最新情報を発信中!

神戸市消費生活センター

検索

